

にってしまったようですが、実はもう二、三日以内ぐらいでできたのかなというふうに思っております。そういった意味では2次試験を受けられた方に大変いろんなご迷惑、またストレスを与えたということについてはおわびしなきゃいけないというふうに思います。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、大沼 久委員。

○**11番 大沼 久委員** これ以上言っても決定者は市長でありますから、それ以上言いませんが、便りを待つということは大体悪いことを想定して待つなんていう人はどなたもおらないと思うんです。歌にもありますように、私は今声が出ないから歌を歌えないんですが、「耐えて待つのがさあしたのいい知らせ」と言うんですよ。だれも耐えて待つのが悪い知らせだというのはありますか。日本一幸福度を目指すならば、それぐらいは配慮してほしいと思います。以上で終わります。

○**渋谷佐輔委員長** ここで暫時休憩いたします。再開は2時40分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時40分 再開

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

平成22年度長井市各会計補正予算案についての質疑

○**渋谷佐輔委員長** 通告による総括質疑は終了しましたので、これより各会計補正予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

まず、議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** ページ数が31ページ、14款17節の公有財産購入費及び役務費50万円の件ですが、まず議案第55号に2億7,800万円の提示があるわけですね。そしてこの補正予算では50万円の鑑定料がついてきたと。総務・文教常任委員会では議案第55号の2億7,800万円について、財政課長は、「それは適正である」という説明をなされております。質疑の中でさらに我妻委員の質問に対しまして、これは「50万円の不動産鑑定料というのは必要ないんじゃないか」という質問に対しまして、財政課長は、「我妻委員の言うとおりで、予算計上の当初は想定していませんでしたが、いろんな助言から載せました。もし皆さんの意見がそちらに傾くのであれば、私もこの費用は使いたくないと考えております」、こういう答弁をされていますね。

それから続いて、我妻委員から、「さまざまな助言とはだれからどのような助言ですか。私もこれは市民から指摘を受ければせつない答弁になる」と、「何で50万円も使ったのかと言われてたら説明できない。後から非常に厳しいことになりかねない。ぜひすぐにでも削除していただきたいと思います。助言とは具体的に何ですか」という質問に対しまして、1つには、財政課長です、「平成13年当時、商工会議所が買い取った額に立ち返り市が買い戻せばいいという考え方がありました」と。それは7億のうち土地代が2億7,800万円で建物が4億2,200万円という額ですけどね。「内部で検討した結果、一般的に土地の売買については路線価格と不動産の評価額に基づいて売買するということがあり、

念には念を入れた格好で50万円を不動産鑑定士と接触を図り、この予算の範囲でしていただけるという内諾を得た後の話ですが、50万円を念のために計上したものです」というふうにお答えになっているんです。これはだれが見ても、議案第55号ではこの不動産鑑定料が入ってないけれども、念のために計上したのだから、この分は大目に見てもいいのかなというふうに思われます。

しかし、きょうの答弁では、常任委員会の答弁を否定する答弁をなさってますね。これは本当に常任委員会の答弁を削除するとか変更するとかということになるのでしょうか。あるいはまた市長からは、「市民からの監査請求があったとき困る」というふうな内容の答弁がありましたけれども、そうなりますと議案第55号の根拠って一体何なのか、非常にあいまいになってくるんじゃないかなと私は思いますけれども、その点について財政課長と市長の答弁をお願いします、お二人の。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

先ほど私の方から我妻委員のご質問にお答えしたということと、一般質問でもお答えいたしましたけども、裏づけとしたきちっとした証拠書類が必要なんではないかと、2億7,800万円という金額で。ただし、2億7,800万円が果たして現時点で適正かどうかというところは、いろんな角度から調べまして適正であると。1つは路線価あるいは大道寺委員からも指摘があったんですが、いわゆる底地に建物が建っている場合の修正率というのがありまして、そういったものを加味して2億7,800万円は内輪の金額としてはまず大丈夫だろうというふうな確信を得て今回予算化させていただいたところですが、その時点で不動産鑑定士の方にも実は相談いたしまして、公式な返事ではありませんが、妥当な金額であろうと。ただし、そうい

った書類の積み上げについては、やはりこれは相当事務的処理が必要ですのでお金がかかるということから、今回50万円の補正をお願いしたというような、私として提案した理由でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 平 英一財政課長。

○**平 英一財政課長** お答えいたします。

確かに蒲生委員おっしゃるとおり、私、以前そのようにお答えしたことは間違いございませんし、確かに余計な支出はしたくないと思っておりました。しかし、このたびよく考えたみた結果、また今回もそういうふうな根拠もないといえますか、きちんした鑑定もなく2億円以上の土地を買い求めて、10年もたってから何を根拠にこれを買ったんだろうというようなことになったときに、職員の判断でただ買ってしまったというようなことのないように、根拠づけのために不動産鑑定を行った方がいいのではないかと今現在思っているところであります。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** そうしますと、常任委員会で説明した内容とほぼ同じですよ。念のためにという、それに該当するんじゃないですか。私はですね、平成13年何月だかちょっと月日わかりませんが、当時、県と市が商工会議所をお願いをして取得していただいた。お願いをして聞いてもらったわけですよ。そういう経過から考えれば、平財政課長が常任委員会で答弁しているように13年当時商工会議所が買い取った額に立ち返り市が買い戻せばいい、私はそれでいいのではないかと。

安部 隆委員が、一般質問でしたか、「不動産鑑定士に鑑定していただいて、そして買い戻す額が上がったり下がったりするんですか」という質疑も何度もありましたじゃないですか。

「そんなことはあり得ないだろうというふうに思います」と、できれば不動産鑑定士に鑑定してもらった方がいいというのは私もわかります

よ。ですけど、市民の監査請求があったときとかなんとかと言われますと、2億7,800万円の議案提出前にその処置をしとかなきゃいけなかったんじゃないんですかと私は思うんですよ。でなければ、総務・文教常任委員会で議案第55号は可決すべきものとして決定しているわけですよ。ちょっとその整合性がとれなくなるんじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。市民監査請求があるかないかはわかりませんが、わかりませんが、市と県がお願いをして、そしてかわって取得してもらったということであれば、その時点に立ち返って市が買い戻していくんだという説明でおかしなことって私はないのではないかと思いますけど、市長の考えもう一度伺います。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 蒲生委員がおっしゃることも一つの考え方だと思いますが、今までの市の例えば不動産取得する際に裏づけの資料として、前もって不動産鑑定をかけてから取得するということじゃなくて、不動産の鑑定と取得一緒に出してる、予算を計上させていただいてる件が多いというふうに思います。おっしゃいますように、それだったら事前に不動産鑑定をかけてから予算を計上すべきだという考え方もあるんですが、買うこと自体がまだはっきりしないうちに不動産鑑定をかけるということも、これは道理に合わないということでございますので、長井市の場合はちょっとほかのいろんなケースを調べてみないとわかんないですが、そういうことで計上してきた例が多いと。住民監査請求とか、そういったことだけではなく、例えば事業で取得した、補助金をいただいて取得した場合、後々会計監査などの際に「その土地の取得根拠は」と言われた際に、不動産鑑定をその根拠に上げるというようなケースが多かったというふうに思っております。ですから、これは考え方ですが、できればやはり不動産鑑定もきちっと

して証拠をそろえておくべきだというのが私の考え方でございますが、これについていろんな考え方もあるのかなというふうに思います。ただ、今回はぜひ証拠として不動産鑑定をかけさせていただきたいということでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** 何ですかね、こういう今回の商工会議所と長井市の関係とは全然関係なくして、全く違うとこのどこかの更地を、あるいは建物を購入するという場合は、その価格が適正であるかというところの裏づけはもちろん必要だと思いますけどね、ですけど今回のケースはそういうケースとは違うわけですよ。ですから、財政課長が最初常任委員会で答弁したように、13年当時に立ち返ってというのが普通一般的な考え方であるし、それが当然だと私は思うんですよ。

ですけれども、屋根の上に屋根を重ねるような話だかもしれませんが、できれば不動産鑑定も受けとけばいいかと、そういうことではないんですかね。そうでなくて、何が何でもということになってまいりますと、議案第55号の根拠がなくなると思いますよ。そうしますと、それを可決すべきものとした委員会の採決だっておかしくなってくるんじゃないかなと、私は余計な心配するわけですけどね。

とにかく50万円の不動産鑑定料について、一般の土地と違うという点で考えてみますと、平財政課長が答弁した内容でいいのではないかなと私は思うんですけどね。もう一度市長からお願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 平財政課長の常任委員会での答弁と私のこの予算委員会での答弁がちょっと食い違ってるということで大変申しわけございません、混乱をさせてしまいまして申しわけないと思っておりますが、私はやはり我妻委員からもあったように、税金で買わせていただく土地

+

でありますので、本来は蒲生委員がおっしゃったように、いろんな事情があって2億7,800万円で商工会議所を買っていただいた土地ですから、それで買わせていただくというのが一般的な通例上の考え方ですよね、一般常識の考え方なんですけども、しかしそれに対して果たして本当に適正価格かと言われた場合に疑問が残ったと。そんなことから路線価格とかあるいは先ほど申し上げましたように建物が建っている土地を取得する際のいわゆる修正率、そういったところも加味して2億7,800万円という金額は決して、何というんでしょうか、適切ではないというふうには言い切れない、むしろ正しい内輪の金額であろうというふうな確信は持ったところでございます。しかし、後々のいろんな影響を考えて、証拠書類として不動産鑑定で、その50万円でそういった書類、証拠をそろえておくべきだということで今回計上させていただいたというふうに思っております。

+ ○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 今、質疑聞いていて、もう一回答弁いただきたいと思うんですが、6月1日にタスパークホテルがオープンしたわけですが、県と市が商工会議所にこれを買ってくれというお願いしたんですか。市長、お願いして買ってもらったんですか。そういう経過というのは私は一切ないと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** その当時の正式な文書とか、そういったものは私は見ておりませんし、恐らくないというふうに思います。1つ確実なことは、これは聞いた話でございますので大変恐縮でございますが、元収入役の方からは、県からの依頼はあったと。長井市で買ってほしいという依頼はあったと。しかし、長井市から商工会議所を買ってほしいと言ったかどうかは確認しておりません。例えば、目黒前市長だとわかるんで

しょうけども、そういったところの確認はしてないところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** そうしたことだろうと思いますね。県が一番大きな責任を負ってましたので、買ってくれるところを探したんだと思います。一番簡単なのは地場産に買ってもらえば一番簡単だったんですよ、6階部分は地場産の所有のホテルですから。7、8階の部分が、若定の部分ですからね。秘密裏に話したことというのは私ら一切わかりませんから、買ってくれと言ったかどうかというのは、私は聞いたことがないというふうに言っただけであります、ここ別に聞く必要はなかったわけですが。

30ページ、生涯スポーツ課長にお聞かせいただきたいと思いますが、駅伝選手強化事業補助金、かなり頑張って下の方のレベルからちょっと上げたいという、この気持ちよくわかるんですけども、具体的に何をするのかね。これは長井・西置賜というチームですから、チーム全体的には西置賜的に集まるわけですね。すると、これ単独事業でなくて、それぞれにそれぞれの町からの持ち出しもこれに加えられるの事業というふうになるんでしょうか、その辺2点についてお聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○**佐藤孝博生涯スポーツ課長** お答えをいたします。

県駅伝選手の強化事業でございますが、この補助をいたします強化事業につきましては2つの事業を計画をしております。1つは、10月、11月、12月の3回、横浜の日本体育大学で開催されます長距離記録会参加のための交通費、宿泊費の補助でございます。もう一つは、11月から来年3月まで県内外で行う5回の合同合宿に対する交通費、宿泊費の補助でございます。

もう1点、長井・西置賜チーム全体を網羅した補助事業ということではなく、長井市単独の

補助事業でございまして、先ほど申し上げました日本体育大学の参加のための補助、これは長井市の選手対象ということで行ってまいります。

ただ、11月から来年の3月まで県内外で5回の合宿を計画しておりますが、これにつきましても対象は長井・西置賜チームということにこれはなってきますので、その中で長井選手の方への補助というようなことで、長井・西置賜チームの事業に対する補助という考え方ではございません。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** そうなんです。55万円程度ではどの程度強くできるかというのは極めて疑問というふうに思いますし、合同合宿の方でも長井チームにだけということですが、するとここの部分の合宿については、それぞれの町の出身の選手を、それぞれの町の方で援助していくというスタイルを考えているわけですか。

○**渋谷佐輔委員長** 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○**佐藤孝博生涯スポーツ課長** この補助につきましては、白鷹、飯豊、小国、他町の補助というのは一律に長井に合わせてほかにも行うということは聞いておりませんので、そこにはちょっと差が出てくるのかなと。ただ、合同合宿ですので、長井のチームの選手にだけということとはなかなか難しい点が出てくると思いますので、大きな長井・西置賜チーム全体という中でも特に長井の選手に補助をしていくと。ただ、合宿ですので施設の借用とか車の借り上げ料とか、そういった意味では他チームへの補助的な要素も出てくるのかなというふうに思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** こういう事業をするときというのは、チームそのものが長井・西置賜ですから、事業そのものをやっぱり1市3町でしていくというのが一番望ましい姿なんです。まず、今回は第1回目だからしょうがないと思いますけれども、もうちょっとやっぱりこうい

う体制組むときには、関係町との調整をした上で望んでいただけた方が多分成果が上がるのではないかというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。

7番、佐々木謙二委員。

○**7番 佐々木謙二委員** 31ページの関係で、私も確認をさせていただきたいと思います。市長の答弁を聞いておりますと、「念には念を入れて」というふうに聞こえます。だとするならば、当然こういう用地の取得に関しては議会が通らなければ当然買えないわけですよ。だとするならばですよ、念には念を入れてという考え方だったとすれば、当然事前にこれは不動産鑑定をかけた上で議会に提案すべきだったんじゃないかと。ところが、財政課長の答弁の内容を見てみますと、平成13年に商工会議所が購入した金額、それでよろしいという受けとめ方をされておったと。したがって、「その金額であれば問題がないから」とこういう答弁になっているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そして、一般的に市が公共用地を取得する場合は、不動産鑑定と購入金額を同時に出しているのが、予算措置しているのが一般的だと、こうおっしゃっていますが、私は、それが一般的だったというふうには受けとめておりませんが、間違いなくそういうやり方をしてきておりますか、財政課長にお聞きします。

○**渋谷佐輔委員長** 平 英一財政課長。

○**平 英一財政課長** 私も絶対にそうになっているというふうな回答はできませんが、やっぱり路線価とかそういったものを参考にして予算化しているものだというふうに思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 7番、佐々木謙二委員。

○**7番 佐々木謙二委員** 今、財政課長答弁したのが、今までやってきた一般的なやり方じゃないかなと。路線価を参考にしながら、今までの経過を参考にして購入をしてきたというのがこれまでのやり方ではなかったかなと。今回のこ

+

ういう予算の計上になりますと、事後処理というふうにならざるを得ない。しかも、これが逆に不動産鑑定士の鑑定金額が高くなったらどうなるんですか、財政課長にお聞きします。

○**渋谷佐輔委員長** 平 英一財政課長。

○**平 英一財政課長** お答えいたします。

このたびの50万円というのは、事前に長井におられる不動産鑑定士と接触をして、そして大まかなところでの話で50万円というふうな数字を積み上げていただいたというふうに思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 7番、佐々木謙二委員。

○**7番 佐々木謙二委員** そうなりますと、事前に交渉しながら進めてきたということになりかねませんよ。決してそういうことではなくて、当初は私は必要がないというふうに判断しておったんじゃないかなと思うんですよ。そして市長がやっぱり念には念をとという思いがあってされたのではないかなというふうに思うんです。

したがって、場合によってはやっぱり当初財政課長が説明しておった、商工会議所が購入した時点で立ちかえて、それでそれを尊重して市として購入を検討して、議会にもご理解をいただいたというのが本来の考え方であって、提案の仕方だというふうに思いますが、市長、どうですか。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 佐々木委員がおっしゃるのもよくわかります。ただ、私としては、今回不動産鑑定も含めて提案をさせていただいておりますので、ぜひご理解を賜りたいと。ただ、仮の話では恐縮でございますが、職員の中でもしっかりとした積み上げはある程度できるというふうにも考えております。できれば不動産鑑定をしてしっかりとした証拠書類を残しておきたいという考えから、今回予算計上させていただいたところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** ほかに。

7番、佐々木謙二委員。

○**7番 佐々木謙二委員** もう一回、やはり議会でこういうふうな議論になるのは、非常に残念だなと思うんですよ。議会でこんなことで混乱というか時間をとるとというのは非常に残念だなと。そういう意味では、やっぱり市長と担当課長がしっかりと調整して、そして議会にしっかりとしたものを提案していただかないとまずいなというふうに思いますし、また総務委員会に既にかかっているわけですから、そういうことを尊重しながらきょうの予算委員会も進んでいるわけですし、今後の本会議もそういう流れを酌んで採決というふうなことになるわけですから、これまでの議会の経緯を尊重した中での採決になることも、これは承知していただかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、参考までに申し上げておきます。

○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 15ページの戸籍住民基本台帳費に関連をしてお伺いをします。今回は、人件費の関係での調整というふうになっておりますが、昨年9月からこの戸籍係のところについては、戸籍の電算化システムを導入ということで頑張っておられたというふうに思っていますし、9月1日号の市報で8月2日にスタートをしたという市長と議長がテープカットをしている写真入りで出ているわけですが、これはよかったし、頑張ったかいがあった成果だなと思っています。

ただ、聞いておきたいのは、全国的に問題になっている、いわゆる戸籍はあるけど100何歳もなっているという報道がずっとあって、これは全国的に今やられていますけれども、長井の部分ってなかなか出てこないです、報道を見ても。実際のところ、この一連の作業を1年かけてやったわけですが、通じてどういう実態になったのか、多分ですけど、戸籍そのまんまにな

ってたというのはあると思うんですが、そういう場合のこれからの処理というのはどうなるのか、この際お聞かせをいただきたいと思います。市民課長、お願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 宇津木正紀市民課長。

○**宇津木正紀市民課長** 高橋委員から、100歳以上の高齢者の実態とこれからの処理についてということで、2点お答え申し上げます。

先ほど高橋委員からのご指摘あったとおりに8月2日から戸籍電算システムが稼働されまして、今回の100歳以上の高齢者の調査も可能となったところです。それで、8月26日現在でございますが、実態としては100歳以上で附票に住所の記載がない方、長井市に戸籍があって、附票に住所の記載がない方が108人おりました。これはあくまで8月26日現在の年齢と、そのときの状況でございました。

これからの処理についてでございますが、これまで100歳以上の方で、住所がないという方の職権削除、市長の職権で削除するというところでございますが、それにつきましては戸籍、除籍などを調査しまして本人から三親等以内の血族が生存しておれば、その者に対して所在の確認、当然生存の確認でございますが、その調査をしなければならなかったと。それで、回答がないものとか、回答書によって行方不明または死亡したと思われるものを確認する資料がないということをつけて法務局に出して、法務局に対して許可申請を出して高齢者削除を許可証に基づいて実施するというのが流れでありました。

ところが、今回の全国的にマスコミから大きく取り上げられた結果、ことしの9月6日付でございますが、法務省から新たな見解が出されたところです。100歳以上の高齢者であっても、死亡の事実を確認できない者に係る戸籍の削除の取り扱いについてということでございますが、内容につきましては、120歳以上であります、

戸籍の附票に住所の記載がないものについては、そのことの理由のみで職権削除をできるというふうな通知であると市民課では解釈しました。それで、法務局米沢支局に問い合わせして詳しい内容を詰めておりますが、その回答を待ちまして長井市の市民課の解釈どおりであれば、120歳以上のものについては速やかに高齢者削除を実施したいと考えています。

なお、151歳の方が最高齢であったものから、1件まずどれぐらい事務量がかかるかということで、この通知が来る前に戸籍を調べまして3親等以内に生存なしという理由を付して法務局米沢支局の方に許可申請を出しまして、許可されまして、9月9日付で高齢者削除を実施して、現在120歳以上のものが66名がおるという認識をしておるところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 151歳というど何年に生まれたかわかりませんが、それはそれでそういう処置になるんだと思います。

1つだけお聞きしておきたいのは、なぜこのこういう事態というのは生まれたんだろうかと。これはほかの外国にはなかなかない制度ですから、いわゆる住民を戸籍もそれから住民記録もそうですが、この管理をする、把握をするというのはすごくすぐれた制度なわけですけど、こういう事態が長井市の場合も起きたということで、考えられる原因というのがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○**渋谷佐輔委員長** 宇津木正紀市民課長。

○**宇津木正紀市民課長** 考えられる原因として、4点ほどあります。まず、身元不明者として死亡届が出された。どなたかわからないで死亡届が出されて、それが長井市に本籍がある人だったということ。あと、戦争で家族全員が死亡して未届け。あと、ブラジルなどの海外に行きましてそのまま亡くなくても大使館などに届け出しておらないということ。あと、婚姻とか

+

養子縁組などで戸籍を移したけれども、前の戸籍が消されず残ったというようなのが大きな原因というふうに考えられております。

○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 平成22年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成22年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第64号 平成22年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第65号 平成22年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 平成22年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 平成22年度長井市後期高

齢者医療特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 平成22年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** 議事進行。一般会計補正予算の修正案を提出したいため、暫時休憩をお願いいたします。

○**渋谷佐輔委員長** ここで暫時休憩いたします。再開はブザーをもってお知らせします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時35分 再開

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号に対する修正案について

○**渋谷佐輔委員長** 休憩中に蒲生光男委員外3名から一般会計補正予算の修正案が提出されました。

これからの委員会運営について、議会運営委

員会で協議されましたので、その結果を報告願います。

高橋孝夫議会運営委員長。

○高橋孝夫議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催し、これからの委員会運営について協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

この後、提出されました修正案について、提案者から説明を受け、修正案に対する質疑を行います。質疑終了後、修正案に対する討論を行っていただきます。討論終了後に表決を行うこととします。

表決については、まず修正案の表決を行い、修正案が可決された場合には、このたびの修正内容は一部修正でございますので、修正部分を除く原案について表決を行います。修正案が否決された場合には、原案について表決を行います。また、各特別会計及び水道事業会計補正予算案については、これまでどおり討論を省略して表決を行います。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○渋谷佐輔委員長 それでは、修正案の説明を求めます。

6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号に対する修正案についてご説明いたします。

まず、提案理由についてですが、本案は、議案第60号 長井市企業立地基金条例を廃止する条例の設定についてに対して反対の立場であることなどから、その関連する予算についても修正するために提案するものです。

具体的には、過日の市政一般に関する質問や、常任委員会の審査で明らかのように、議案第60号は特定目的基金である長井市企業立地基金を廃止して一般財源化し、タスビル用地購入の財源に充当するために提案されたものですが、一

方では当該基金にかわる新たな基金を来年3月までに設置する旨の答弁がなされております。

しかし、最近の本市の経済雇用情勢等を踏まえれば、早急に当該基金にかわる基金を設置し、これらの対策を実施することこそが重要なのではないかと考えられることから、当該基金設置条例の廃止には反対するものであります。

また、議案第61号の歳出予算には、実質公債費比率の引き下げを図ることを目的に、来年3月末にしか執行しない長期債の繰上償還2億5,697万8,000円が計上されていますが、これまでの質疑に対して答弁しているとおおり、今後財政需要が不透明であるとするならば、この時期に長期債の繰上償還の財源を優先して確保する必要はなく、この長期債の繰上償還を一たん留保して、この財源をタスビル用地購入の財源に充当し、推移を見ながら改めて3月までに判断すべきであります。

さらに、総務・文教常任委員会、協議会などにおいて、議案第55号 普通財産（土地）取得についてに関しましては、財政課長からは取得予定価格2億7,800万円の妥当性について説明されておりますが、財政課長の説明のとおりこの2億7,800万円という金額が妥当であるとするならば、なぜ議案第55号の提案後に不動産鑑定をする必要があるのか、全く理解できないということになります。

以上の立場から本修正案を提案するものですが、以下、修正案の概要についてご説明いたしますので、1ページをごらんください。

議案第61号 平成22年度長井市一般会計補正予算第4号の第1条第1項中、6億2,389万9,000円を3億6,642万1,000円に、115億4,646万8,000円を112億8,899万円に修正し、第1条第2項、第1表の一部を1ページ及び2ページに記載のとおり修正するものであります。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますので、4ページをごらんくださ

+

い。

まず、歳入についてですが、9款1項1目地方交付税の原案補正額2億8,243万2,000円を、1億4,714万7,000円に修正し、17款2項3目企業立地基金繰入金の原案補正額1億2,219万3,000円を全額削除するものです。これは企業立地基金からの繰り入れを行わず、後ほどご説明いたします歳出予算の長期債繰上償還に係る予算額2億5,697万8,000円と、不動産鑑定に係る手数料50万円を減額することとし、この合計金額と企業立地基金からの繰入金の差額1億3,528万5,000円を地方交付税から減額するものであります。

次に、歳出についてですが、原案に計上されている長期債繰上償還2億5,697万8,000円と、不動産鑑定に係る手数料50万円をそれぞれ減額するもので、12款1項1目元金の原案補正額2億3,844万8,000円を、マイナス1,853万円に修正し、14款1項1目土地取得費の原案補正額2億7,850万円を2億7,800万円に修正するものです。

以上であります。よろしくご審査の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○**渋谷佐輔委員長** 説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 提案者にお伺いいたしますが、最後の方のくだりで交付税を減額するという報告を今なされておりますね、1億3,500何十何万と。その部分を減額できるという理由は何ですか。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** 基金繰り入れを行わないことによる歳入調整必要額、いわゆる歳出の減額総額が2億5,747万8,000円で、企業立地基金、これ全額削除しますと、1億2,219万3,000円を

引きますと、1億3,528万5,000円が歳入超過額になるということをごさしまして、決定交付額の総額が2億8,243万2,000円ですので、そこから歳入超過額になる1億3,528万5,000円を引きますと1億4,714万7,000円になるということをごさします。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 長期債の繰上償還をしないでというふうになっているわけですが、企業立地基金条例と比較すればね、こっちはなくてもいいと、こういう提案だと思いますね。その理由はどうしてなのでしょう。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** 提案説明の中で述べましたように、長期債の繰上償還についてはまだ時間があると。それから、企業立地基金条例につきましても、これはさまざまな質疑の中で明らかになっておりますように、極めて雇用情勢等について厳しい状況になっているということから、できるだけ早くこの雇用情勢等について対応するには、企業立地基金条例を廃止するというのが正しいものではないという判断でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 雇用情勢と基金の条例とは一致しないんだと思いますが、一致しないですよね。雇用情勢を変えていこうとするのは労働の政策の問題ですよ。基金は、これは使い勝手が悪いと言っているわけだけでも、だけでも少なくとも別のものにかえていくぞというふうに言っているわけで、雇用情勢と基金を設置しておくのというものはイコールじゃないと思うんですね。そういう意味では、できるだけ早い方がいいと言えば早い方がいいかもしれません。しかし、結果は、この部分というのは商工会議所の健全経営のために差し出す金なんですよね、土地購入をして。そうでしょう。そっちならぬそんなに緊急性もないわけでしょう、

緊急性ないわけですよ。そうであれば、土地購入そのものに対して問題だというふうな私の認識なんですけれども、急ぐ必要ないんだったら、それだって急ぐ必要ないと思いませんか、今の提案の理由ですと。そうでしょう。これは急ぐ必要ないんですよ、これだったて。

もうひとつ突っ込んで聞きますが、この土地を購入するようにするんですね、結果は。費目をかえていくというだけの話で、結果は同じ額で買っていく。唯一削除してあるのは、不動産鑑定料の50万円を削除しているというだけの話ですね。2億7,800万円がいいから、それなら鑑定一々必要ないというふうな判断だと思いません。

そこで、商工会議所が経営健全化する、そのなったものの中からタスパークホテル、15万人ほど毎年使うタスパークホテルの方に資金が必要になってくるんですよ、その中から。それが不足したんで今回の要望書が出てきたわけですから。ということは、この土地を購入していけば、商工会議所もタスパークホテルも健全経営化になると、こういうもくろみのもとに提案しているんだと思いますが、違いますか。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** 答弁させていただきます。

まず、企業立地基金のままでは、確かに申し上げましたような雇用対策などに踏み込むことができないと思います。これは当然のことながら当初企業立地基金を廃止して、もっと使い勝手のいいものにかえたいという市長の説明でありましたので、この条例をもっと使い勝手のいいものに改めていただきたいという願いはございます。しかしながら、そこまできょうは申し上げておりません。

それから、土地購入に関しましては、今までの質疑にも明らかになっておりますように、私と提案者も、非常に緊急性が高いというふうに判断して提案させていただいているものでござ

います。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 10日ぐらい前からこういう段取りしているのは私らにも見えましたが、けれども、費目をかえるだけでこの程度のことをするのに随分長い時間かけて議論してきたなと思って私、不思議に思っているんですね。

これは多分、この案に反対する人間は何人もいないと思います、多数会派が2つで連合しながら進めてきたやつですから。けれども、こういうふうな物事を決めるのに、当日案というのはどちらかという和有無を言わずなんですよ、この当日案というのは。その意味では、こういう決め方をタスを建てる時からずっとしてきているんです。私らいつも少数派です。けれども、結果は私たちの言ってきたことは正しい、結果は。

あなたたちが今、提案して、「土地買うことが了解だ」というふうにしたとしても、歴史的にはこれは誤った判断になるのではないかというふうに思います。そんなに遠くない時期に、タスパークホテルもこの2億7,800万円ってどこまで金が続くかですけれども、続く間はいいいけれども、その後はもう知らないでは済まないと思いますね。

当時タス建てる時に決定したときにいたのは、私と鈴木新助委員だけです。私は反対して、彼は賛成したんです。やはりなぜそういうふうにするかということ、決めたときには生涯責任持たなければならぬというふうに思っています。だから、経営は大丈夫ですかと将来的に。自分らが議員の間だけならいいというならいいですけども、そこをどう思いますか。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、蒲生光男委員。

○**6番 蒲生光男委員** いや、これはさまざまな考え方おありだと思いますが、私として、少なくともこの連名している4人の提案者としては、これは緊急性が高いし、非常に大きな問題であ

+

ると。そういう今ご指摘のように将来に禍根を残すようなことには決してならないと、そういうふう判断しましたものですから、修正案の提出にさせていただきました。この修正案提出に際しましては、何せ初めてのケースでございます、大変時間を費やしたことについてはおわび申し上げたいと思いますが、これも一つのいい勉強だなというふうには思っているところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。
ご意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。
修正案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）

○**渋谷佐輔委員長** 起立多数であります。よって、修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。
修正部分を除く部分を原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）

○**渋谷佐輔委員長** 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成22年度長井市各会計補正予算案の表決

○**渋谷佐輔委員長** 次に、各特別会計及び水道事業会計補正予算案に対する討論、表決であり

ますが、ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第62号 平成22年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立全員）

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成22年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。
本案に賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 平成22年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。
本案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立全員）

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成22年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。
本案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立全員）

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成22年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 平成22年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成22年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔委員長** 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後にお諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔委員長** ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る22日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

閉 会

○**渋谷佐輔委員長** 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時59分 閉会

会議録署名

委員長 渋谷 佐 輔

+